

第 6699 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 10日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 弁護士に報酬を払うとき

Q : 弁護士に報酬を払うときは、所得税を源泉徴収しないといけないとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

弁護士の業務に関する報酬・料金は、源泉徴収の対象になります。報酬・料金には、謝金、調査費、日当、旅費などの名目で支払われるものも含まれます。

ただし、支払者が直接、交通機関やホテル等に支払う交通費、宿泊費等で、その金額が通常必要な範囲内のものであるときは、源泉徴収の対象となる報酬・料金に含めなくてもよいことになっています。

なお、弁護士等に支払う金銭等であっても、支払者が本来納付すべきものとされる登録免許税や手数料等については、源泉徴収をする必要はありません。また、報酬・料金の額の中に消費税及び地方消費税の額(消費税等の額)が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において、報酬・料金の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金の額のみを源泉徴収の対象とすることができます。

源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税の額は支払金額により次のようになっています。

- 100万円以下の場合…支払金額(A)×10.21%
- 100万円超の場合…(A-100万円)×20.42%+102,100円

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

